

質問回答表

事業名：下関港ウォーターフロント開発あるかぼーと1番40事業

番号	関連頁	質問要旨	回答
1	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地における電気容量及び埋設配管の空き容量はどのようになっているか。また利用することは可能か。	電気に関する整備状況は「追加資料1_インフラ整備状況（電気）」をご確認ください。 高圧受電でないため、空き容量及び空きの埋設配管はございません。当該設備は低圧受電（電灯・動力）となります。 既存設備を利用することは可能ですが、利用した電気料金については、実費弁償金を徴収いたします。 現状以上に必要な電源を設置する場合は、当局及び中国電力株式会社へ協議の上、事業者の負担により別途設置してください。
2	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地における上下水道の整備状況はどのようになっているか。また利用することは可能か。	上下水道に関する整備状況は「追加資料2_インフラ整備状況（水道）」及び「追加資料3_インフラ整備状況（下水）」をご確認ください。 既存設備を利用することは可能ですが、利用した上下水道料金については、実費弁償金を徴収いたします。 現状以上に必要な給水管を設置する場合は、当局及び上下水道局へ協議の上、事業者の負担により別途設置してください。

番号	関連頁	質問要旨	回答
3	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地における現在の維持管理手法及び年間維持管理費用はどのようなになっているか。（芝生、トイレ、ベンチ、中低木、園路、水路、柵など）	「追加資料4_港湾緑地維持管理一覧表」をご確認ください。 なお、みなと緑地PPPの活用にあたって、優先交渉権者による港湾緑地のリニューアルや維持管理方法を変更するなどにより、維持管理費の軽減を図ることも可能としております。
4	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地の維持管理を行う際、芝生維持のための除草剤散布は可能か。	除草剤の使用は不可となります。
5	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地の倒木や設備老朽化、破損等に伴う更新、処分の対応元はどうなるか。	みなと緑地PPPによる貸付部分は事業者が独立採算で維持管理・運営を行うことを基本とし、詳細は本市と事業者で別途協議の上、決定いたします。
6	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地における台風等天災をはじめ不可抗力による損壊修復の対応元はどうなるか。	みなと緑地PPPによる貸付部分は事業者が独立採算で維持管理・運営を行うことを基本とし、詳細は本市と事業者で別途協議の上、決定いたします。
7	要項P5_2(5)①イ	事業対象地の南東側に位置するトイレについて、撤去せずに存置でもよいか。	事業対象地の南東側のトイレについて、存置した提案も問題ございません。
8	要項P5_2(5)①イ	みなと緑地PPPを活用するにあたって、隣接港湾緑地における賃料が発生するのは貸付範囲のみということか。	隣接港湾緑地の土地貸付料については、収益事業を実施する面積分において算定いたしますので、必ずしも貸付範囲全域で算定するものではありません。
9	要項P5_2(5)①イ	みなと緑地PPPを活用せず、隣接港湾緑地においてイベント等の活用事業を実施する場合、建蔽率に制限はあるか。	みなと緑地PPPを活用しない場合、隣接港湾緑地において建物等を建築することはできません。なお建物等を建築せずにイベント等の活用事業を実施する場合は、建築基準法における建蔽率の制限はありません。

番号	関連頁	質問要旨	回答
10	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地で期間限定のイベントを開催する場合、賃料はその期間中の賃貸面積分との認識で良いか。	ご認識のとおりです。なお、予め賃貸借期間における土地賃付料を算定いたしますので、どの程度の期間、どの程度の面積を活用してイベントを開催するか等を示した計画書を提出ください。
11	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地における落とし物や盗難、迷子、ケガなどの対応窓口や責任はどうなるか。また、公共物に起因する事故責任はどうなるか。	みなと緑地PPPによる貸付部分は事業者が独立採算で維持管理・運営を行うことを基本とし、詳細は本市と事業者で別途協議の上、決定いたします。
12	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地における収益施設の開場日時や臨時休業の自由度はどうなるか。	事業者の提案に委ねます。なお、一般利用者の隣接港湾緑地自体の利用を妨げることはできません。
13	要項P5_2(5)①イ	隣接港湾緑地において、日常発生するゴミの処理や運搬先、その費用負担はどうなるか。	みなと緑地PPPによる貸付部分は事業者が独立採算で維持管理・運営を行うことを基本とし、詳細は本市と事業者で別途協議の上、決定いたします。
14	なし	応募検討企業からの質問への回答は、各企業からの質問受理後、2週間程度で随時市ホームページに回答が掲載されるのか。	ご理解のとおりです。
15	様式集P3_2(1)	様式集P3に「枚数を厳守して」とあるが、提出枚数が記載されていない様式について、枚数制限はどのようになっているか。	提出枚数が記載されていない様式については、枚数制限を設けておりませんが、選定審査委員が評価しやすいよう、簡潔な提案内容かつ適度な枚数での作成をお願いします。
16	要項P5_2(5)	提案にあたり、現在事業対象地において運営されている「はい！からっと横丁」の設備等をそのまま居抜き形で活用することは可能か。	原則、事業用地は現事業者により原状回復された状態で返還されることとなります。 ただし、優先交渉権者に選定された事業者が、現事業者と既存設備等について協議・調整され、かつ本市が当該設備の存置を認めた場合は、この限りではありません。